調査票の提出が必要な方

裁判員になることができない職業に当たるかどうか
→ 当たらない
1年間を通じ、辞退を希望するかどうか（70歳以上、学生、重い病気など）
→ 希望しない
特定の月について、辞退を希望するかどうか
→ 希望しない
住所や氏名の変更があるかどうか
→ ない
調査票の提出は不要です。

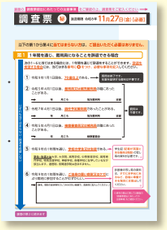
裁判員になることができない職業に当たるかどうか
- 当たる → 調査票 第2 に記入

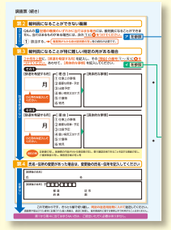
1年間を通じ、辞退を希望するかどうか（70歳以上、学生、重い病気など）
- 希望する → 調査票 第1 に記入

特定の月について、辞退を希望するかどうか
- 希望する → 調査票 第3 に記入

住所や氏名の変更があるかどうか
- ある → 調査票 第4 に記入

調査票の提出が必要です。（返送期限：令和　8年11月27日(金)【必着】）


調査票・表面


調査票・裏面

よくある質問

Q1 今回の調査票によって辞退ができる70歳以上とは、いつの時点で70歳以上であることが必要なのでしょうか。

A 来年（令和9年）1月1日の時点で70歳以上の方については、調査票をご提出いただくことにより、1年間を通じて辞退を希望することができます。

Q2 病気やケガで裁判所に行くことが難しいときは、裁判員を辞退できるのですか。

A 重い病気やケガのために、1年間を通じて裁判所に来ていただくことが困難な場合は、調査票をご提出いただくことにより辞退を希望することができます。

Q3 「仕事が忙しい」「親の介護や子供の養育を行う必要がある」といった理由で辞退したいのですが、今回の調査票のどこに書けばよいですか。

A この調査票を受け取られた時点でご質問のような理由があり、辞退を希望される場合には、裁判員になることが特に難しい月を、12か月のうち2か月を上限として指定して、調査票 第3 にその理由等とともに記載してください。

※それ以外の場合には、個別の事件の裁判員候補者に選ばれた際に事情を申し出て、辞退を希望することができます。

（音声コードです）

裁判所ウェブサイトの裁判員制度Q&Aやチャットボットでもよくある質問にお答えしておりますので、ぜひご活用ください！

ご質問はこちら

お手伝いを必要とされる方へ

身体の不自由などの理由により、お手伝いを必要とされる方は、「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」に書かれている地方裁判所まで、お知らせください。

もっと詳しくお知りになりたい方はウェブサイトへ！

裁判員制度Q&A、裁判員経験者の方々の声、裁判員制度の一連の手続を分かりやすく説明した動画など様々なコンテンツを掲載しています。

裁判員制度Q&A ▶



動画配信ページ ▶



経験者の声ページ ▶



法テラス・サポートダイヤルでも「裁判員制度」についてのお問い合わせをお受けしています。

日本司法支援センター 法テラス

おなやみなし
0570-078374（IP電話からは03-6745-5600）

通話料　固定電話からは全国一律3分9.35円（税込）

受付時間　平日：午前9時～午後9時／土曜：午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

※ホームページ：https://www.houterasu.or.jp

法テラスは総合法律支援法に基づき設立された公的な法人です。

（音声コードです）